

資 料

訳注 晉書刑法志 (四) (未定稿)

内 田 智 雄

其後天子又下詔、改定刑制、命司空陳羣、散騎常侍劉

△宋明本には「又」の字がない。

邵、給事黃門侍郎韓遜、議郎庾嶷、中郎黃休荀詵等、

△南監本には「邵」が「邵」になっている。

刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇、州郡

令四十五篇、尙書官令、軍中令、合百八十餘篇、其序

略曰、舊律所難知者、由於六篇篇少故也、篇少則文

荒、文荒則事寡、事寡則罪漏、是以後人稍增、更與本

△宋明本には「漏」が「陋」になっている。

體相離、今制新律、宜都總事類、多其篇條、舊律因秦

法經、就增三篇、而具律不移、因在第六、罪條例既不

△宋明本には「具」が「其」になっている。

在始、又不在終、非篇章之義、故集罪例、以爲刑名、冠於律首、盜律有劫略、恐禍、和賣買人、科有持質、皆非盜事、故分以爲劫略律、賊律有欺謾、詐僞、踰封、矯制、囚律有詐僞生死、令景有詐自復免、事類衆多、故分爲詐律、賊律有賊伐樹木、殺傷人畜產、及諸亡印、金布律有毀傷失縣官財物、故分爲毀亡律、囚律有告効、傳覆、廢律有告反逮受、科有登聞道辭、故分爲告効律、囚律有繫囚、[△]鞠獄、斷獄之法、興律有上獄之事、科有考事、報讞、宜別爲篇、故分爲繫訊斷獄律、

△斟注本には「鞠」が「鞫」になっている。

その後、天子はさらにまた詔を下して、刑法の改正を行ない、司空の陳羣^cや散騎常侍の劉邵^d、給事黃門侍郎の韓遜^e、議郎の庾嶷^f、中郎の黃休^g、荀詵^hなどに命じて、旧來の科をけずりつづめ、漢の律をかたわらとりいれて、魏の法律を制定し、新律十八篇ⁱ、州郡令四十五篇^j、尚書官令および軍中令あわせて百

a その後、……刑法の改正を行ない。
b 魏の新律制定の年代は明らかでないが、資治通鑑はそれを、明帝の太和三年(229 A. D.)十月に、平望觀を聽訟観と改称した記事のあとにかかげている。

c 司空の陳羣。

司空はもとの御史大夫の官で、魏の文帝のとき司空と改名した。三公の一。陳羣のことは本訳註(四)の一一二頁脚注c参照。

八十余篇をさだめさせた。¹

魏の新律の序略⁽²⁾に次のようにいっている。「旧來の律^四がわかれにくかつたのは、そのもとになった法經が六篇で、その篇数がすくなすぎたからである。篇の数がすくなければ、律文の規定が粗略となり、律文の規定が粗略となれば、犯罪事項の掲出がすくなくなる。犯罪事項の掲出がすくなければ、犯罪が網羅されない。そこで、後の人があいおいにそれを増補して、ますます律の本来のすがたとあい隔たるものとなつていった。いま、新律を制定するにあたつては、犯罪事項の同類のものを総合して、律の編目や箇条をより多くすべきである。旧來の律は、秦の法經の六篇にもとづき、それに三篇を増し加えたのであるが、具律の編次はかえられずに、そのまま第六編にすえおかれていた。このように、犯罪の条項に関する通則が律の篇首にないばかりか、律の篇尾にもおかれていないといふことは、篇章を設ける本来の趣旨に合致しないことである。それゆえ新律では、犯罪の条項に関する通則を集め、これを刑名律と名づけ、律の篇首におくこととする。旧來の盜律には、劫^{きょう}、略^{やく}、

d 散騎常侍の劉部。

散騎常侍は天子に近侍する顧問の官で、尚書の奏事を掌理し、天子が行幸すれば、その車の傍に騎馬で扈從する。魏の文帝の時、旧來の散騎の官と中常侍の官をひとつにあわせて、散騎常侍の官を設けた。

劉部は、魏志卷二十一の伝には劉劭と書かれている。

魏志によれば、彼は文帝のとき尚書郎・散騎侍郎となり、明帝のとき陳留郡太守・騎都尉となり、庚嶷らと新律十八篇を定め、また律略論五卷を著わし、散騎常侍の官に遷つた。皇覽・人物志など著述百余篇がある。

e 紿事黄門侍郎の韓遜。

黄門は宮中に入る門のことをいい、宮中に入つて仕えるので給事黄門侍郎とよぶ。天子に近侍する官で、散騎常侍などとともに尚書の奏事を掌理する。韓遜の伝は詳らかでない。

f 議郎の庚嶷。

議郎は郎官の一で、天子の諮問にこたえることを職とし、論議のことを掌る。

庚嶷の伝記は詳らかでないが、後に正始年間(240—249 A.D.)に太僕の官となつたことが、魏志卷十一

管寧伝に見える。

g 中郎の黄休。

中郎は宿衛のことを掌る郎官で、平常は宮殿の門戸を守衛し、天子行幸のときは護衛の車騎にあてられる。黄休の伝記も詳らかでないが、正始年間に尚書の官にあつたことが、前記の管寧伝に見える。

h 荀詵。

荀詵は荀彧の子で、魏志卷十の荀彧伝によると、荀詵は大将軍の従事中郎となり、有名な人物であったが、若くして死んだとある。大将軍の従事中郎とは、大将軍の下僚でその參謀の職であるが、晉書刑法志の「中郎黄休荀詵」の中郎が、この大将軍従事中郎のことであるか否かは明らかでない。

i 州郡令。

や恐喝や和売買人の条項があり、科には持質の条項があつた

が、それらはみな盜に該当することがらではない。それ故これ

を分離して劫略律とする。旧来の賊律には欺謾や詐偽や跋封や

矯制の条項があり、また囚律に詐偽生死^w、令丙に詐自復免^yの条

項があつて、それらの事例はかなり多数にのぼっている。それ

故これを分離して詐律とする。旧来の賊律には賊伐樹木や殺傷

人畜産^aおよびもろもろの亡印^bの条項があり、また金布律^④に毀傷

亡失県官財物の条項があつた。そこでこれを分離して毀亡律と

する。旧来の囚律には告劾や伝覆^⑤の条項があり、また廢律に告

反逮受^⑥があり、科に登聞道辭^⑦があつた。そこでこれを分離して

告劾律とする。旧来の囚律には繫囚^eや鞠獄^fや断獄^gの法規があ

り、興律に上獄^⑧の事項があり、科に考事^hや報讞^{ほうげつ}の条項があつた

が、それらは別に独立の篇にするのがよい。そこでこれを分離して繫訊断獄律とする。

注① 新律十八篇。

十八篇の篇名に関する諸説については、注⑪を参照。

州郡令は州郡などの地方行政に関する法令。

j 尚書官令。尚書官令は中央政府の官庁たる尚書の行政に関する法

令。

k 軍中令。軍中令は軍事や軍隊に関する法令。

l 百八十余篇。

m 旧來の律。

n 劫掠。

o 恐喝。

p 和売買人。

q 持質。

r それらはみな盜に該当することがらではない。

s 上述の劫掠以下の四つのことは、いすれも、相手に脅威を加えて不法に財物を取得したり、人身を掠奪売買

(2)

魏の新律の序略。

この「序略」とは、魏の新律の序文の大略という意味であるのか、それとも魏の新律について序説した「序略」とよぶ名の書物をさしているのか、その点は明らかでない。魏律制定のことにあるたつた劉邵の著に「律略論五卷」があつたが（隋書および旧唐書の経籍志には誤つて後漢の應劭の撰としている）、ここにいう「序略」が劉邵の「律略論」の一部であるか否かは断定しがたい。

(3) 証律。

詐律は詐偽律の誤りかと思われる。唐律疏議には、詐偽律は魏が賊律を分つてこれを作つたとあり、また唐六典にも、魏律十八篇は漢律に劫掠・詐偽などの九篇を増し加えたものとしており、詐偽律と呼ぶのが正しいかも知れない。

金布律。

金布律は、官の所有する金・銭・布・帛などの財物の管理出納に関する法令である。晉書では「金布律」とあるが、漢書の蕭望之伝には「金布令甲」と記し、金布を令であるとしている。

金布の法令が、何故に律とも令とも呼ばれるのか、その理由については明らかにしがたいが、もともと律と令とは、漢代では後世ほど厳密な区別ではなく、律は刑法典として制定せられ、刑罰法規を主内容とするものであつたのに對し、令は律以外に天子が隨時詔勅をもつて公布した法令を指し、それは律の補足や訓令や制度規定が含まれていた。従つて、律と令とはその成立過程や法令形式を異にしながらも、内容的には相通ずる点があり、後世のように截然と刑罰法規と行政法規とに区分

して不当の利得を得たりする悪質の行為であるから、一般的の盜すなわち窃盗とはその性質を異にするものであることをいう。

s 欺謾。天子に対する上言や上書の内容が不実で不謹慎であること。

t 詐偽。

詐は、たくらみをもつて他人をあざむき、これを錯誤におちいらせ利益を得ること。偽は、偽物をつくりそれを真物によそおつて利益を得ること。

u 踏封。

踏封は、李悝の法經の雜律にある踏制に相当するといふ説もあるが、踏封の封の字から推測すれば、これは、諸侯がその封ぜられた領地の範囲や与えられた封戸の定数を踏えて、それ以外に不正にこれを取得することを指すものかと思われる。

v 矯制。

矯制は矯詔と同じ。天子の詔命をためいつわつたり、詔命でないのにそれと詐称したりすること。

w 詐偽生死。

事実に反して、生存しているのに死亡したと詐り、死亡したのに生存していると詐ることで、ここでは囚人の生死についていっているのである。

x 令丙。

原文には「令景」とあるが、これは令丙のことと、令丙は令甲・令乙などと同様に令の篇次を示す名。令丙を令景と書き改めてあるのは、唐の高祖の父の名が晒であつたから、晉書を編修した唐のときに、その諱を避けて丙を景としたのである。

y 詐自復免。

復免とは租税や徭役の免除をうけることで、詐自復免は、復免の資格を具えていないのに、詐つてそれを利用しているようによそおい、税役の免除にあづかること。

z 賊伐樹木。自分の所有でない官私の樹木に損傷を加えたり、これ

されていたわけではない。続漢書礼儀志の注に金布令のことを引き、これを「漢律金布令」と呼んでいる例があるが、これは、令を広義の律の概念のなかに含め、これを律と汎称したものであろう。あるいは、このような用例から一步進んで、金布令のことと金布律とも呼ぶ慣わしがあつたかも知れない。もしもあつたとすれば、それは、この金布令が他の一般の断片的な令と異なり、律という名で呼ばれるにふさわしい形態や内容を具えていたことによるものかと思われる。また別な考え方をすれば、晉書では、金布令のなかの罰則的部分を特に意識のぼし、これを「金布律」と記したのではないかとも想像される。さらにまた別な考え方としては、漢代では金布令であつたのが、魏の時代になつて金布律に改められたのであらうとの説もありたつ。このようにいろいろな考え方ができるが、いずれも確実とはいがたい。

(5)

伝覆。

沈家本の漢律摭遺によると、「伝」とは伝達のことで、囚人を県から郡に護送して太守の審理をうけることであるとし、「覆」とは覆案すなわち再審理をなすことであるとしている。しかし、この伝覆のことは、魏律では告劾律に入り、繫訊断獄律には属しなかつたのであるから、これは裁判における審理を指すものではなく、それ以前の段階の告劾に関連する犯罪事実の取調べなどを意味するものであろう。史記および漢書の張湯伝の文に、張湯が少年の時、肉を盗んだ鼠を捕えて裁判にかけるまねごとをしたこと述べ、その手続きを列挙して、「効鼠・掠治・伝爰書・訊鞠・論報」と記しているが、晉書の「伝覆」と

a 殺傷人畜産。
を伐り倒したりすること。

b もろもろの亡印。
他人の所有する家畜に害を加えて、これを死傷させるること。

c 官有の財物を毀損したり失なつたりすること。
d 告劾。
他人の違法行為を官司に告発・弾劾すること。

e 繫囚。
f 鞠獄。
g 刑罰を決定すること。
h 考事。
i 報讐。
j 繫訊断獄律。

e 繫囚。裁判において犯罪者を訊問し、犯罪事実を究明すること。

f 鞠獄。裁判において犯罪者を牢獄につなぎとらえておくこと。

g 刑罰を決定すること。
h 考事。
i 報讐。
j 繫訊断獄律。

容易に判決を下しがたい疑義のある裁判事件について、下級司法機関から上級司法機関に対し、その審議判定を求めるなどを「讐」といい、上級司法機関がこれを審議しその判決を裁定して、下級司法機関に答報することを「報讐」という。

繫囚・訊鞠・断獄に関するなどを規定した律である。
これを繫訊と断獄の二律に数える説もあるが、またこれを一律と見ることもできよう。

いう語も、あるいはこの「伝爰書」と同様のことであつたのかも知れない。「伝爰書」の意味は明確ではないが、張晏の注から判断すると、犯罪事実に関する被告の供述証言を文書に作製してこれを証拠書類となし、後日再び被告を訊問して、前言に相違がないか否かを確かめることと解しているようである。しかし章昭の注によれば、「伝爰書」とは、取調べにあたる官吏が、被告に対する愛憎の念に左右されて偏陥な取調べをするのを防ぐために、取調べ官がその作製した調書を他の官吏に引き渡し、改めてそれについて再吟味させることであるとしている。張晏と章昭の説をあわせ参考にしながら、「伝覆」という語の字面から推測すれば、「伝覆」とは、被告の供述を記録して調書を作製し、重ねてこれを考験してその実否を確かめることをいうのかと思われる。なお王鳴盛の十七史商榷には、「伝覆」について「伝は考なり、覆は案なり」と説き、これを「考案」の意に解している。

(6) 告反逮受。

告反とは謀反を告発すること。逮受は刑法志の下文には「逮驗」と書いてある。王鳴盛の十七史商榷および沈家本の漢律摭遺卷一には、「逮驗」が正しいであろうとしている。逮驗の意味は明らかでないが、沈家本は逮捕・驗証のことと解している。しかし、同氏の上記の書の卷十三廢律の条には「逮受」の項目をあげ、そこに漢書杜周伝に記す廷尉杜周の治獄における「連逮証案」（刑事事件に関連して次々に広範囲に証人を喚問し連累者を究明すること）の事をかかげ、そのことから推測して「逮受」とは、郡府の獄訟を中心の廷尉のもとに移し、廷尉がこれを引受け逮治することをいうのであろうとしている。「逮受」あるいは「逮驗」の意味は明確でないが、それが「告反」とは別なことであったのか、それとも「告反逮受」あるいは「告反逮驗」という一連の事項であったのか、その点も明らかでない。しかし、これが漢律において一般の告劾と区別せられ、特に廢律に属していたことから推察すると、「告反逮受」あるいは「告反逮驗」という特殊な一事項として取扱かれていたのではないかと思われる。程樹德の漢律考では「告反逮受」という一項をかかげ、これを誣告反坐に関するものと解しているが、それには従いがたい。もし「告反逮受」という称呼が正しいものであったとすれば、あるいはそれは、謀反に関する告発がある場合、その通報を駅伝施設を利用して、早急に遞送授受することを規定したものであつたのかも知れない。なお玉海には、晉書刑法志の文をひいて、「逮受」を「訊受」と記しているが、これは誤りとすべきであろう。

(7) 登聞道辭。

登聞とは、叛乱などのような非常の事件や緊急上奏すべき事件が発生した場合、および冤罪を被り窮迫した場合などに、宮門外にある太鼓を鳴らして急を告げ、直ちにそれを天子の上聞に達することをいう。沈家本の漢律摭遺には登聞と道辭とに分け、登聞とは変事や急聞があればこれを上聞することで、道辭とは、係り官が登聞しようとするものの言辭をきいて、これを

とりまとめて上奏することであるとしている。王鳴盛の十七史商榷には、登聞道辞を一項とし、これを刑法志の下文に見える「上言變事」のことであると解している。しかし「上言變事」は、漢律では廢律に属し、魏律では變事令となつたものであり、登聞道辞は、もと科に属し、魏律では告劾律に編入されたものであるから、両者を同一視することはできない。

⑧ 上獄。

沈家本の漢律摭遺には、上獄とは、罪人を牢獄に収監することに關係したことがらであろうとしており、罪人の人数が多い場合には、これを収監したり警備したりするために、一般人民を徵集することが必要となるから、このことが興律に規定されたのであろうと推測している。しかし、上獄という文字の上から考へると、おそらくこれは、獄事（刑事裁判事件）について上級機関に申告することを意味したものと察せられる。なおそれが興律に属していたことから判断すると、徭役などの人民徵發に關してのことがらであらうと思われる。（これは、本訳注⁽²⁾一一六頁の「上獄」の項に注すべきものであるが、ここに補充しておくる）

盜律有受所監、受財枉法、雜律有假借不廉、令乙有呵人受錢、科有使者驗賂、其事相類、故分爲請賊律、盜律有勃辱強賊、興律有擅興徭役、具律有出賣呈、科有擅作修舍事、故分爲興擅律、興律有乏徭、稽留、賊律有儲峙不辦、殿律有乏軍之興、及舊典有奉詔不謹、不承用詔書、漢氏施行、有小憲之反不如令[△]、輒効以不承用詔書乏軍要斬、又減以丁酉詔書、丁酉詔書、漢文所下、不宜復以爲法、故別爲之留律、秦世舊有廄置、乘傳、副車、食廚、漢初承秦不改、後以費廣稍省、故後漢但設騎置、而無車馬、律猶著其文、則爲虛設、故除廄律、取其可用合科者、以爲郵驛令、其告反逮驗、別入告効律、上言變事、以爲變事令、以驚事告急與興律烽燧及科令者、以爲驚事律、盜律有還贓畀主、金布律有罰贖入責以呈黃金爲價、科有平庸坐贓事、以爲償贓律、律之初制、無免坐之文、張湯趙禹、始作監臨部主見知故縱之例、其見知而故不舉効、各與同罪、失不舉

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本には「乏」が「之」になっている。

△宋明本には「奉」が「秦」になっている。

△宋明本には「令」が「今」になっている。

△百衲本・宋明本・朝鮮本には「而」の字がない。百衲本・宋明本・朝鮮本・汲古閣本・斠注本には「馬」の下に「而」の字がある。

△宋明本には「著」が「箸」になっている。

△元明本・秘閣本には「令者」が「今首」になっている。

△元明本・南監本・秘閣本には「主」が「生」になっている。

効、各以贖論、其不見不知、不坐也、是以文約而例通、科之爲制、每條有違科不覺不知從坐之免、不復分別、而免坐繁多、宜總爲免例、以省科文、故更制定

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斠注本には、いづれも「故就」が「就故」になつてゐる。

其由例、以爲免坐律、諸律令中、有其敎制本條無從坐之文者、皆從此取法也、凡所定增十三篇、故就五篇、^{△△}

合十八篇、於正律九篇爲增、於旁章科令爲省矣、^{△△}

a 受所監。

受所監臨と同義であろう。官吏がその統轄監督下にある官吏から、財物・飲食その他利益の提供を受けること。

b 受財枉法。

受財枉法のこととで、官吏がその職務上のことがらについて、他人の請託をうけ、財物を收受して法の適用をまげること。

c 仮借不廉。

借假不廉に同じ。本訳注(3)の一一六頁脚注(h)参照。

d 令乙。

本訳注(3)一一七頁の注(21)令甲を参照。

e 呵人受錢。

官吏が職務上の権限をもつて人をとがめて、それによつて相手をおどかし、金錢を收受すること。

f 使者驗賂。

沈家本の漢律摭遺によると、使者驗賂とは、使者が命を奉じて賄賂に関する訴訟事件の取調べに出向き、それに関連して自ら違法行為を犯す場合のことであるうとしているが、この解釈は疑わしい。前掲の告反逮受が下文には告反逮驗と記されていることから推測すれば、使者驗賂は使者受賂の写し誤りであつたかも知れない。もし、そうだとすれば、使者受賂とは、天子の使命を奉じて使者となつた者が、使命遂行に關して収賄

^u令があると、かならず不承用詔書や乏軍のかどで告発し、これを腰斬に処したが、のちまたその罪を丁酉詔書で輕減した。この丁酉詔書は、漢の文帝の下したものであるから、それを今もつて法とするのはよろしくない。そこでこれを分離して乏留律とする。秦代には、もと廄置・乗伝・副車・食廚^xの施設があり、漢の初めの頃は、秦の制度をうけついでそのままこれに従つたが、後になつて費用がかさむので次第にこれを省いた。そこで後漢ではただ騎置^yを設けただけで、車馬の設備はなかつたが、律にはもとどおりその条文をしるしていたので、それは架空の制度となつていた。それ故、廄律を取り除いて、そのうちで採用することができ、科に合致するものをえらんで、これを郵駅令^aとす。また、廄律のなかの告反逮驗^bの条項は、別にこれを告劾律に入れ、上言变事^cの条項はこれと合致するものをもつて警事律とする。旧興律の烽燧^fおよび科と合致するものをもつて警事律とする。

來の盜律には還贓界主^{かんぞうひしゆ}の条項があり、金布律に罰贖入責以呈黃金為価¹があり、科に平庸坐贓^{へいようざぞう}の条項があつたが、これを償贓律^kとする。律が制定された当初には免坐の法文がなかつたが、張

した場合のことを指すのであろう。そのような場合の刑罰は、唐律職制律に見える。

g 請賄律。

請賄とは、官吏に財物を贈つて、自己または自己の関係者のために、法の適用に手ごころを加え便宜をはかるように依頼すること。請賄律は、官吏がこのようないのうな依頼をうけ、財物を收受した場合の瀆職罪などを規定したもの。

h 勃辱強賊。

沈家本の漢律摭遺によると、勃辱強賊とは、強賊に対し怨み憤つて殴辱を加えることであるとしており、強賊を捕えればこれを官に引き渡すべきであるのに、勝手にこれに殴辱を加え殺傷すれば、「擅」といわざるを得ない。故に魏ではこれを興擅律に入れたのであるとしている。しかし、興擅律の擅は、一般民間人の擅恣の行為を指していうものではないから、沈氏の説は同意しがたい。勃辱強賊という語は他では見られないが、晉書に記されている張斐の晉律注の文に、威勢をもつて財物を得る犯罪行為のひとつに、「戮辱」をあげており、それは殴撃を加えて財を得ることであると説明している。もし「勃辱」が「戮辱」のことであるとすれば、勃辱強賊とは、それが興擅律に入れられたことから察すると、兵役や徭役などの「興」のことにある。それによつて私利を得る場合をさしていうのかと推測される。

i 擾興徭役。

法の定めるところによらないで、妄りに人民を徭役に徵發すること。

j 出壳呈。

字面から推測すると、官有物の売却についての規程のことかと思われる。これが、具律から興擅律に移されたのは、主として軍事や工事などのための積集物資の払い下げに關係があつたからであろう。

湯や趙禹^mが、始めて監臨部主見知故縱の罪例を設け、犯罪を見たり知つたりしていながら、故意に告発しないものは、それぞれ犯罪者と同罪とし、見知してて手おちで告発しないものはは、それぞれ贖刑を適用し、犯罪を見も知りもしないものは罪しないこととした。そこで、免坐に関するこの規定は、法文としては簡単であつたが、通則として律のどの条項にも適用せられた。ところが科の規定の仕方は、その各条ごとに、人が科に違犯しても、その犯罪事実を覺らずまた知らないものは徒坐を免ずる旨の記載があり、律のように免坐の規定を分離独立させていなくて、免坐の記載がむやみに多い。そこでこれを統合して免坐に関する通則となし、科の文を省くようにすべきである。それ故、改めてその準則を制定して免坐律とする。もちろんの律や令のうちで、その規定の当該条項に徒坐に関する記載のないものがあれば、それらはみなこの免坐律に準拠することとする。以上すべて今回制定した新律は、あらたに十三篇を増し、もとの五篇に加えて、あわせて十八篇ある。^⑩ 旧来の正律の九篇に対しては増したことになり、また旁章科令^rに対しては減

¹ 法の定めるところによらないで、官吏が妄りに造作をおこない、舎屋の修築をなすこと。
興擅律とは、国家が軍事や工事などのために、人民を兵役や徭役に徴集したり、これに必要な物資の調発などをしたりすること、およびそれらのことに関する官吏の不法行為などについて規定した法律である。¹¹ 晉書には興擅律と記されているが、通典や玉海には擅興律とあり、いざれが正しいのか詳らかにしがたい。

^m 乏徭。

「乏」¹²とは闕少をきたすこと。¹³ 乏徭とは、徭役の義務を忠実に履行しなかつたり、徭役の実施に適正を欠いたりして、国家が必要とする徭役の遂行に支障をもたらすこと。

ⁿ 稽留。

稽留とは貯積のこと、不辦とは具わっていないこと。¹⁴ 儲峙不辦とは、官の用途にあてるため予め備蓄しておきべき物資が十分に用意されていなかつたり、備蓄されている物資の保管が完全でなかつたりした場合のことをいう。これがもと賊律に属していたのは、それによつて国家に損害をあたえるからであろう。

^o 儲峙不辦。

儲峙とは貯積のこと、不辦とは具わっていないこと。¹⁵ 儲峙不辦とは、官の用途にあてるため予め備蓄しておきべき物資が十分に用意されていなかつたり、備蓄されている物資の保管が完全でなかつたりした場合のことをいう。これがもと賊律に属していたのは、それによつて国家に損害をあたえるからであろう。

^p 乏軍之興。

乏軍興のことであろう。¹⁶ 乏軍興とは、軍隊の徵集・出動および軍用資材の調弁に支障を生じさせること。これがもと廢律に属していたのは、おもに軍馬に関していたからであろう。

^q 旧典。

乏軍興のことである。旧典とは、古よりの典章制度をいう。

^r 奉詔不謹。

天子の詔命を奉じて使者となつたものが、その詔命を忠実に履行しないこと。

じたことになる。

注⑨ あらたに十三篇を増し。

ここにいう「增十三篇」の「増」の意味は、もと律に全くなかった篇だけを「増」に数えていいるのではなく、すでに律の中になつたものでも、新に改編して篇名を改めたもの、たとえば刑名律や興擅律のようなものも、「増」のうちに含めて数えているのであろう。十三篇の篇名は詳らかでないが、滋賀秀三氏の説によると、刑名・劫略・詐偽・毀亡・告劾・繫訊・断獄・請罪・興擅・乏留・驚事・償贓・免坐の十三篇の律であるとしている。注⑪参照。

⑩

もとの五篇に加えて。
殿本には「故就五篇」とあるが、それ以外の他の版本には、いずれも「就故五篇」となつていて、それに従つて訳すこととした。滋賀氏はこの五篇を、漢律中の盜・賊・捕・雜・戸の五篇であるとしているが、「もとの五篇」というのは、法經六篇のうちの五篇を指すとの考え方もあり立つ。注⑪参照。

s 不承用詔書。

t 天子が詔書をもつて発布した行政上の命令を、その局にある官吏が遵奉しないこと。

小憲乏。t 懈は過失のこと。小憲乏とは、軽微な過失による乏軍興のことをいっているのであろう。晉書の原文には、「有小憲乏」、「有小憲之反不如令」とあるが、通典には「有小憲乏及不如令」となつており、ここでは通典にしたがつて、小憲乏と不如令の二つとして訳すこととした。

u 不如令。v 令に定められていることに官吏が違背すること。

w 丁酉詔書。

x 丁酉は詔書発布の日の干支を示しているのであろう。文帝の何時頃の詔書であったかは判らない。

y 原文には「之留律」とあるが、「乏留律」の誤と見るべきであろう。乏留律とは、乏徭や乏軍興や稽留などに関する法律をいう。

z 廃置・乗伝・副車・食廚。

廃置とは、官の用に供する駅伝用の廃舎の施設。乗伝とは、駅伝用の四頭立の馬車。副車とは、従者の用いられる車、あるいは予備の車かとも思われる。食厨は、飲食を提供するための調理場。

「騎」とは馬に鞍をおいて乗ること。「乘」は馬に車をひかせ、それに乗ることで、「騎」と「乘」とは異なる。騎置とは、駅伝用の騎馬の施設である。「ただ騎置を設けただけで、車馬の設備はなかつた」とあるのは、乗用の馬車も、それにつける馬も別に用意されておらず、ただ騎馬だけが用意されていたことを意味している。

z 科に合致するものをえらんで。

ここにいう科は、魏が、駅伝や郵遞について、すでに科のなかで規定していたものをさす。それと矛盾しない

旧廢律中の一部の条項をえらびとり入れて、科と一体にし、これを郵駅令としたのであろう。

a 郵駅令。

郵駅令とは、郵および駅に関する法令で、郵とは官文書を通送伝達するための郵便施設、駅とは官吏や官使の往来に供するための駅伝施設のこと。

b 告反逮驗。

前出の告反逮受のことであろう。逮驗は逮受の誤りかと思われる。

c 上言変事。

謀反などのような非常の事件を天子に上報告發することをいう。上言変事の場合は、官の駅伝施設を利用することを許されていたので、もとこれは廢律に属したのである。

d 変事令。

変事に関する通報告發などについて規定した法令。

e 警事告急。

晉書の原文には驚事とあるが、通典には警事と記しており、警が正しいであろう。警事告急とは敵の侵寇など危急の事態が起つた場合に、それを上司などに連絡通報して処置を求めること。

f 烽燧。

辺境地帯において、常時敵の来襲に備えてこれを監視し、もしそのことがある場合は、直ちにその旨を通信連絡するための警報伝達組織である。烽とは、昼間敵襲を知らせるのに積薪をたいて煙をあげることをいい、燧とは、夜間敵襲を知らせるのに薪や草をもし、その火を高いところへあげて合図することをいう。

g 警事告急の条項で、興律の烽燧および科と合致するものをもって警事律とする。

右の晉書の原文は、「以驚事告急與興律烽燧及科令者以爲驚事律」となっているが、沈家本の律目考に「令は、疑ふらくは合の諭か」と記しているのに従つて訳した。驚事律も、通典に従つて警事律と改めることとした。ここにいう「科」は、警事に関する特定の科をさしていっているのであろう。

h 還贓界主。

贓とは不法の利得のこと。界はあたえる意。贓の罪を処断する場合には、犯罪者に刑罰を課するほかに、贓物すなわち不法に利得した金銭物品などを犯罪者から没収し、あるいは賠償せしめ、これをもとの持主に返還し授与する。これが還贓界主である。但し、これは盜贓の場合の贓物について行なわれることで、受賄や受所監臨などの贓のように、贓物を收受したものも供与したものも、ともに罪に問われる場合には、贓物は没収して官に入れられることになり、もとの持主（すなわち贓物の供与者）に返還されるわけではない。

i 罰贖入責以呈黄金為価。

罰金および贖罪金については、その弁済に一定の規程を設けてこれを適用し、黄金の重量をもってその価額をいくらと定めておく

こと。

j 平庸坐贓。

平は評価すること。庸は労働のこと。平庸坐贓とは、官吏が人民の徭役労働を私のために使用し、それによって不当の利得を得た場合、その不當に役使された徭役労働の労賃を評価算定し、その価格にもとづいてそれぞれ贓の罪にあてることをいう。

k 償贓律。

償贓とは、贓物を賠償することで、官物私物ともにそれもとの持主のもとに返還する。償贓律は償贓その他のことについて規定した法律。

l 免坐。

免坐とは、徒坐を免ずることで、他人の犯罪に連坐するのを免除されることをいう。

m 張湯。

本訳注⁽³⁾の一八頁、脚注u参照。

n 趙禹。

本訳注⁽³⁾の一八頁、脚注v参照。

o 監臨部主見知故縱。

自分の部下や管轄下にある者が不法行為を犯した場合、その監督の任にある上司や、職務上これを管掌する担当官吏が、そのことを見たり知つたりしていながら、故意にこれを見逃し放置することを処罰する罰則。

p 徒坐。

他人の犯罪に連坐することで、ここでは、監督あるいは管掌上の責任を問われて罪に坐することをいう。

q 正律。

正律とは、旁章や科や令などのような副法的な性質のものでなく、正規の刑法典たる漢の九章律のことを指している。

r 旁章科令。

律以外の法規定である旁章や科や令のこと。旁章とは、漢の叔孫通が礼儀のことをさだめた傍章十八篇をいうのであろう。傍章十八篇については、本訳注⁽³⁾の一七頁注⁽²⁰⁾、また叔孫通については同頁の脚注⁽²¹⁾を参照。

注⑯ あわせて十八篇ある。

十八篇の篇名については従来数説があるが、なおいまだ必ずしも明らかではない。いまそれらの諸説を表に示すと左の如くである。

魏律十八篇の篇名に関する諸説一覧表

滋 賀 刑 名	中 田 刑 名	東 川 刑 名	浅 井 刑 名	沈 家 本 刑 名	六 典	晉 書 刑法志	漢 九 章 律	法 經 六 篇
盜	盜	盜	盜	盜	盜	魏律ノ篇数ハ凡テ十八 モノハ五篇、新ニ増シタモノハ十三篇。	盜	盜
賊	賊	賊	賊	賊	賊		賊	賊
	囚	囚	囚	囚	囚		囚	囚
捕	捕	捕	捕	捕	捕	具律ヲ刑 名ト改メ テ篇首ニ オク	捕	捕
雜	雜	雜	雜	雜	雜	廢律ヲ 除ク	雜	雜
					具		具	具
					興		興	興
			廢		廢		廢	廢
戶	戶	戶	戶	戶	戶		戶	戶
劫 略	劫掠	劫掠	劫掠	劫掠	劫掠	魏ニオイテ新ニ増シタトイウ律ノ篇名ハ、劫略・詐・ 毀亡・告劾・繫訊断獄(一律カニ二律カ明ラカデナイ)・ 請賒・興擅・乏留・驚事・償贓・免坐デアル	劫略	劫略
詐 偽	詐偽	詐偽	詐偽	詐偽	詐偽		詐偽	詐偽
毀 亡	毀亡	毀亡	毀亡	毀亡	毀亡		毀亡	毀亡
告 劾	告劾	告劾	告劾	告劾	告劾		告劾	告劾
繫 訊	繫訊	繫訊	係訊	係訊	繫訊		繫訊	繫訊
斷 獄	斷獄	斷獄	斷獄	斷獄	斷獄		斷獄	斷獄
請 賒	請賒	請賒	請賒	請賒	請賒		請賒	請賒
興 擅	興擅	興擅	擅興	擅興	擅興		興擅	興擅
乏 留			乏留				乏留	乏留
驚 事	驚事	驚事	驚事	驚事	驚事		驚事	驚事
償 贓	償贓	償贓	償贓	償贓	償贓		償贓	償贓
免 坐			免坐	免坐	免坐		免坐	免坐

計18

計17

計18

計18

計18

計18

計18

なお、この表にあげた諸家の説については、次の著書論文を参照されたい。

沈家本 「律目考」（沈寄簃先生遺書所収）。

浅井虎夫 「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」四九頁および三八一頁以下。なお同氏の「支那法制史」七八一七九頁。

東川徳治 「支那法制史論」一一三一一二二一页。

中田薰 「律令法系の発達について」補考（法制史研究第三輯、八九一九一頁）。

滋賀秀三 「曹魏新律十八篇の篇目について」（国家学会雑誌第六十九卷、第七・八号）。

以下に、上掲の表について、簡略な説明を加える。

諸説がひとしく興律を十八篇中に数えていないのは、新たに興擅律または擅興律（通典や玉海による）ができたので、旧来の興律は解消したという考え方にもとづくものであろう。

浅井氏はひとり殿律を存置しているが、晉志には明らかに「殿律を除く」と記している。

東川氏以外の諸説は、繫訊断獄律を二律として数えているが、晉志の記述の仕方からは、ただちに二律とは断定しがたい。

六典や、沈家本・浅井・中田の三氏は、乏留律を十八篇中に数えていない。六典や浅井氏はその理由を明らかにしていないが、沈家本は、乏留律は志に「別為之」とあるから、正律の中には含まれないものとしており、中田氏はこれを正律から除外して特別單行律としている。しかし「別」の字に、「正律以外に別に」という意味をもたせることには賛同しがたい。

六典や浅井氏中田氏は、免坐律を十八篇中に数えていない。中田氏は免坐律も單行律としているが、その理由はあげていない。

滋賀氏は、從来の囚律の「繫囚鞠獄断獄之法」の如き、その本来的な内容をなすものが繫訊断獄の二律のうちに解消して、囚律そのものは存在しなくなつたとしている。囚律が繫訊断獄律のうちに解消したという滋賀氏の見解は、晉志が殿律を除く場合にはそのことを明記しているにかかわらず、囚律を除くことを全く記していないことに、ひとつ難点があるというべきであろう。

なお滋賀氏は、晉志の誌す「故五篇」を、漢の九章律にあつた五篇と考え、その盜・賊・捕・雜・戶の五篇をこれにあてているが、「故五篇」の「故」は、漢の九章律をさるものではなく、法經六篇のことをいうものと理解することも可能であり、またそのように理解することの方が自然であると考えられる。もしそのように考えれば、「故五篇」は盜・賊・囚・捕・雜の五篇ということになり、必ずしも囚律を除く要もなくなるであろう。従つてその場合は、戸律は「增十三篇」の十三篇中に含まれることとなり、滋賀氏が二律とされた繫訊断獄律は一律と数えることもできるであろう。